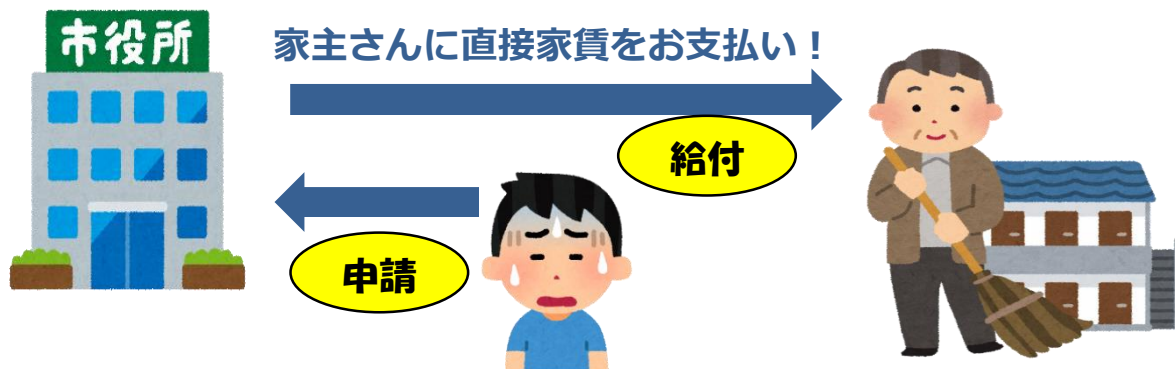


住居確保給付金のご案内

《住居確保給付金とは》

離職、休業などにより収入が減少し、住居を失った又は失うおそれの高い方に対し、一定期間の家賃相当額を家主さんへ支給するものです。



《申請できる方》

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある方
- ② 離職・廃業の日から2年以内※である、又は収入を得る機会が本人の都合によらないで減少し、離職・廃業の場合と同程度にある方
- ③ 離職、収入減少する前に主たる生計を維持していた方
- ④ 誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う方※
- ⑤ 申請時の世帯全体の収入の合計額が収入基準額以下の方
- ⑥ 申請時の世帯全体の預貯金額の合計額が金融資産基準額以下の方
- ⑦ 世帯のいずれかの方が暴力団員でないこと

※例外あり

《給付金支給額》

- ・ 給付金は、世帯の人数により上限金額が設定されます。
- ・ 給付金は、住居の家主さん(貸主、委託事業者等)へ直接支給されます。
- ・ 給付金の支給期間は3カ月です。(延長あり)

世帯人数	給付金額 (月額)
1人	上限36,000円
2人	上限43,000円
3人～5人	上限46,600円

※給付金額は世帯全体の収入合計額により異なります。

《収入基準額と金融資産基準額》

- ・世帯全体の収入合計及び預貯金額合計が、下記の基準額以下の方が、支給対象となります。
- ・基準額は、世帯の人数により異なります。

世帯人数	収入基準額
1人	78,000円＋〔家賃額（最大36,000円）〕以下
2人	115,000円＋〔家賃額（最大43,000円）〕以下
3人	140,000円＋〔家賃額（最大46,600円）〕以下
4人	175,000円＋〔家賃額（最大46,600円）〕以下
5人	209,000円＋〔家賃額（最大46,600円）〕以下

世帯人数	金融資産基準額（預貯金額）
1人	468,000円以下
2人	690,000円以下
3人	840,000円以下
4人	1,000,000円以下
5人	1,000,000円以下

《申請するには》

まずは市役所福祉総務課自立相談支援窓口へご相談ください。

（必要となるもの）

- 本人確認書類（運転免許証、個人番号カードなど）
 - 離職・廃業したこと又は就業機会の減少したことが確認できる書類
 - 世帯員全員の収入が確認できる書類
 - 世帯員全員の金融機関の通帳等
 - 住居の賃貸借契約書
- ※その他、家主さんへの確認書類等がございます。

《問合せ先》

小牧市福祉部 福祉総務課 社会福祉係 電話 0568-76-1196